

公共浄化槽（市町村設置型）について

公共浄化槽とは、利用を希望する住宅に、市の所有物となる合併処理浄化槽本体を設置するものです。維持管理を市で行うため本体の点検や修繕に対して利用者負担はありませんが、設置工事の分担金と月々の使用料を支払う必要があります。

○整備対象地域

- ・直川地域のうち久留須、市屋敷・堂師地域を除く地域
- ・米水津地域のうち宮野浦地域を除く地域
- ・蒲江地域のうち屋形島、深島、波当津、葛原の地域

○整備対象の建物

専用住宅または併用住宅。ただし、併用住宅にあつては、住宅用途部分の延べ床面積が全体の2分の1以上のものに限ります。また、排水の放流先を確保できることが必要です。

○分担金

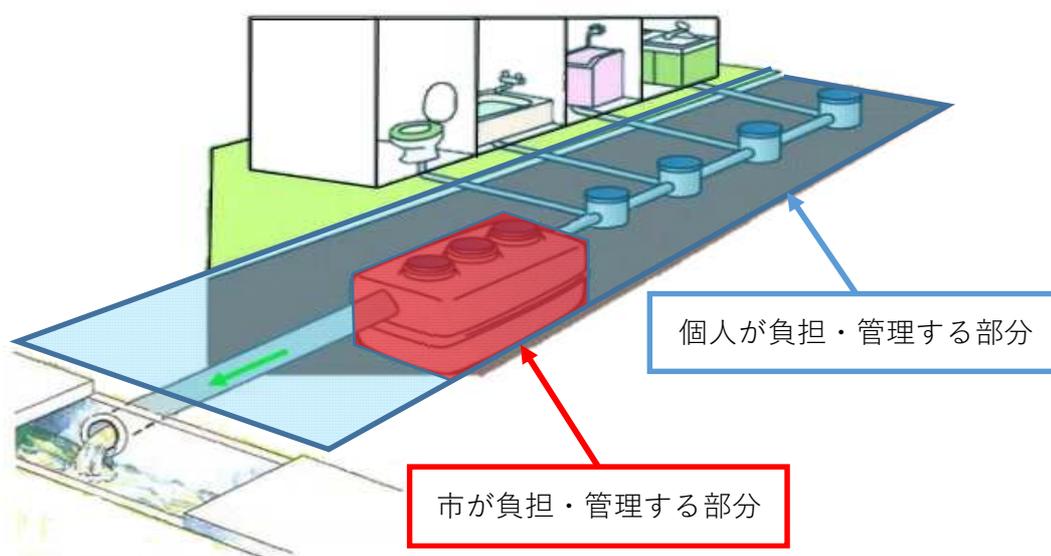
- 5人槽・・・ 88,800円
- 7人槽・・・ 102,600円
- 10人槽・・・ 129,600円

○対象工事の範囲

対象工事の範囲については、市が浄化槽本体の設置工事を行います。

宅内配管、宅内柵、放流管等の排水設備については、申請者の工事範囲で自己負担になります。

また完成後の維持管理区分についても施工範囲と同様の責任区分となります。

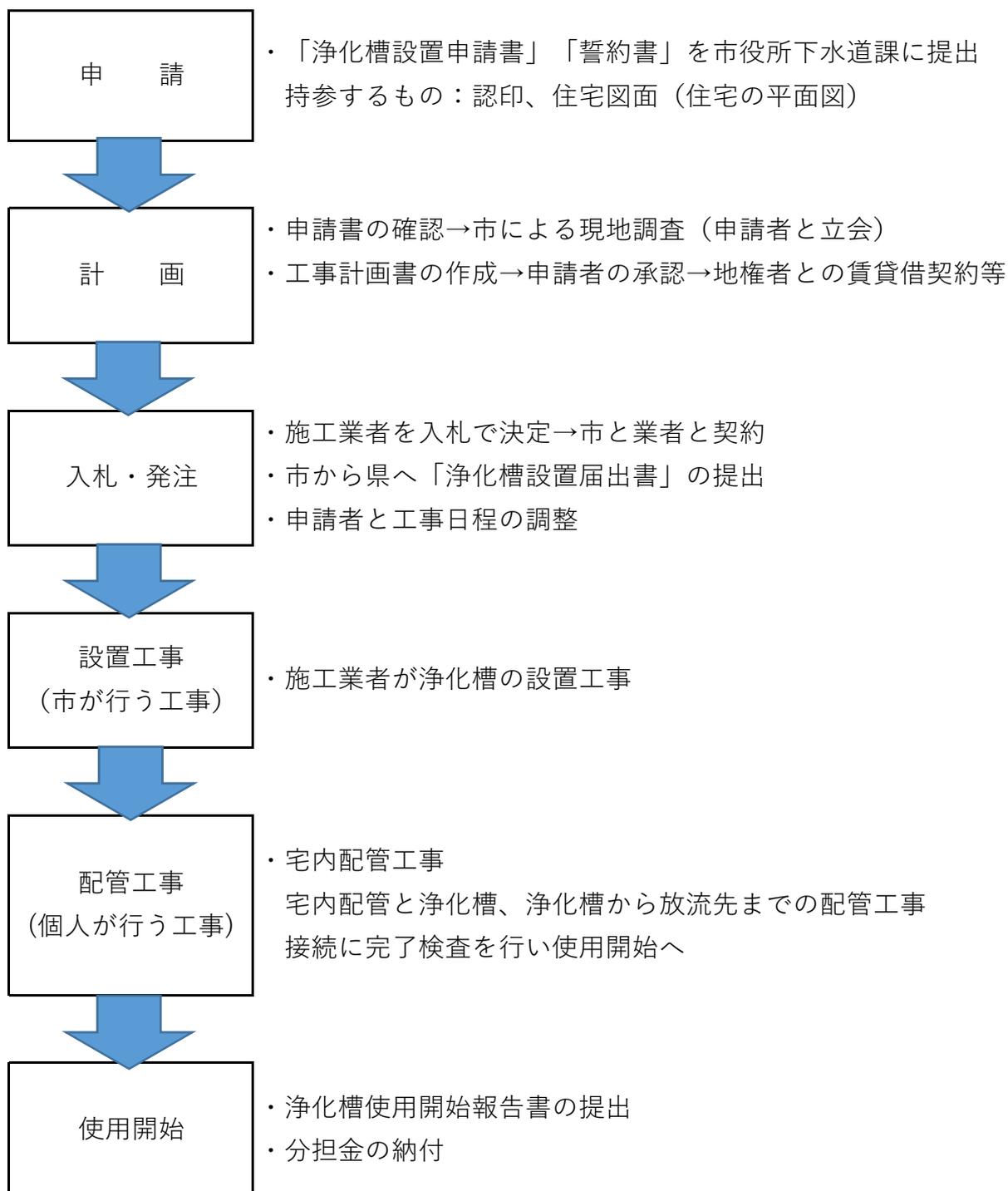


○その他の個人負担経費

- (1) 浄化槽設置予定箇所の支障物件の移設や撤去、復旧費
- (2) トイレの改造費・流入・放流管・放流ポンプ・電気配線・水道工事等
- (3) 浄化槽の上部を駐車場として利用する場合の補強蓋への交換費用

※(1)(2)については、設置申込前に各自で配管・設備工事業者に自己負担分の工事費用を見積依頼する必要があります。

○浄化槽設置までの流れ



○使用料（金額は月額の使用料（税抜金額）です）

・上水道料金と合わせて使用料を徴収します。

5人槽・・・3,000円

6人槽・・・3,100円

7人槽・・・3,200円

8人槽・・・3,300円

10人槽・・・3,500円

●浄化槽を使用する場合は、浄化槽法により保守点検・清掃・法定検査を行うことが義務付けられています。市が委託した業者が定期的に訪問して作業を行います。

※申請受付から工事完了まで、4ヵ月程度の期間が必要なため、工事期間や予算の都合により、希望される時期に浄化槽の設置が出来ない場合がありますので、設置を予定されている方は早めの相談をお願いします。

問い合わせ先

佐伯市役所 上下水道部 下水道課 下水道業務・維持管理係

〒876-8585 佐伯市中村南町1番1号

電話 (0972) 22-4205